

基盤技術の推進の在り方に関する検討会の議事運営等について（案）

平成27年9月 日

基盤技術の推進の在り方に関する検討会決定

基盤技術の推進の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事運営等について、以下のとおり定める。

1. 座長は、検討会の議長となり、議事を整理する。
2. 座長に事故等があるときは、検討会に属する構成員（オブザーバーを除く）のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
3. 検討会の会議資料は、原則として配付資料をホームページの掲載等により公開する。ただし、統括官（科学技術・イノベーション担当）が非公開とすることが適当と認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。
4. 検討会の議事は、議事概要等をホームページの掲載等により公開する。ただし、統括官（科学技術・イノベーション担当）が非公開とすることが適当と認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。